

射水市求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針

1 目的

本方針は、採用選考(会計年度任用職員含む。)、就職説明会、インターンシップ、保育実習等の求職活動等において、求職者等がハラスメントを受けることなく、安心して求職活動等に臨み、自らの能力を十分に発揮できる環境を確保することを目的とします。

2 定義

- (1)求職者等:本市の採用選考への応募者、就職説明会・インターンシップその他採用に資する活動に参加する者及び保育実習その他の実習を受ける者をいいます。
- (2)求職活動等:(1)に規定する者が行う職業の選択に資する一切の活動(オンライン上で行われるものを含みます。)をいいます。

3 求職者等に対するハラスメント等の禁止

市職員は、次に掲げる求職者等に対するハラスメント及び不適切な言動をしてはなりません。

【セクシャルハラスメント】

- ・性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等
- ・性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等
- ・性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくはジェンダーアイデンティティに関する偏見に基づく言動

【パワーハラスメント】

- ・採用・選考上の権限や地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える又は求職活動等の環境を悪化させる言動

【妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント】

- ・妊娠したこと、出産したこと、不妊治療を受けることに関する言動
- ・妊娠、出産、育児、介護に関する制度等の利用に関する言動

【その他】

- ・採用の可否や選考基準に関して、確定していない不正確な情報を伝える行為、又は業務に関係のない要求や理不尽な義務を課す行為

4 求職者等との面談や接触におけるルールの遵守

- (1) 面談等の実施日時は、原則として市が定める勤務時間内とします。ただし、採用試験その他業務上必要がある場合は、この限りではありません。
- (2) 面談等を行う場所は、市庁舎、分庁舎及び各出先機関等のうち市が管理する施設内の執務室、相談室等、又は市以外のものが主催する説明会等の会場その他所属長が適当と認める場所に限るものとします。
- (3) 原則、面接・指導等は複数名で対応し、透明性を確保します。
- (4) 求職者等との連絡は公的手段(公用メール等)を使用し、職員が個人の連絡先(私的なLINE等)を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

5 相談窓口の設置

求職者等が求職活動等においてハラスメントを受けたと感じた場合、安心して相談できる窓口を設置します。相談があった場合は、速やかに事実確認を行い、必要な救済措置を講じるとともに、加害者に対しては地方公務員法及び関係規程に基づき厳正に対処します。相談者及び協力者のプライバシーは厳重に保護し、相談を理由とした不利益な取扱いは一切行いません。

【相談窓口】

市職員による求職者等に対するハラスメント全般

▶人事課 TEL 0766-51-6613

人事課職員による求職者等に対するハラスメント

▶総務課 TEL 0766-51-6615

6 その他

(1) 求職者等に対するカスタマーハラスメント等への対応

市は、求職活動等において求職者等が行政サービスの利用者等からカスタマーハラスメントその他これに類する行為を受けた旨の相談があった場合は、その内容に応じて必要な事実確認を行い、適切な対応に努めるものとします。

(2) 外部関係機関等との連携

大学のキャリアセンターその他の外部関係機関の関係者から求職者等ハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合は、当該関係者と連携し、適切な対応を行うものとします。